

東神楽町告示第 30 号

防災備蓄庫整備事業に係る公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和 8 年 5 月 20 日

東神楽町長 山 本 進

1. 公募型選定方式に付する業務の内容

- (1) 事業名 防災備蓄庫整備事業
- (2) 選定方法 公募型選定方式
- (3) 事業期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 10 日まで
- (4) 事業概要 既存施設の解体、新設する防災備蓄庫の設計及び施工

2. 実施事項

防災備蓄庫整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領による。

3. 申請書および資料の提出期間並びに提出場所

(1) 提出書類

- ① 参加申込書 1 部 (様式 1)
- ② 企画提案書 1 部 (様式 2)

(2) 提出期間

- ① 参加申込書
令和 8 年 5 月 29 日 (金) 17 時 15 分まで
- ② 企画提案書
令和 8 年 6 月 22 日 (月) 17 時 15 分まで

(3) 提出場所

〒071-1501 北海道上川郡東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号
東神楽町役場建設水道課 (担当: 瀬戸口)
電話 0166-83-5414 (直通) FAX 0166-83-4180

(4) 提出方法

参加申込書及び企画提案書については、下記メールアドレスで提出

(5) 要領・仕様書の入手方法

東神楽町ホームページから入手してください。

(6) その他

- ① 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は返却しない。

4. 契約保証金

(1) 防災備蓄庫実施設計委託業務

- ①契約保証金 免除する

(2) 旧西町職員住宅解体工事

- ①契約保証金 免除しない

(3) 防災備蓄庫新築工事

- ①契約保証金 免除しない

5. 支払条件

(1) 防災備蓄庫実施設計委託業務

- ①前金払 しない

- ②部分払 しない

(2) 旧西町職員住宅解体工事

- ①前金払 しない

- ②部分払 しない

(3) 防災備蓄庫新築工事

- ①前金払 する

- ②部分払 しない

6. その他

プロポザール参加者は、関係法令を遵守すること。